

「生産性向上」「技術開発」「新商品開発」等をお考えの中小企業者の皆様へ!

敦賀チャレンジ企業応援補助金

(令和元年度 敦賀市中小企業支援事業)

- 「生産性向上」や「技術開発」等につながる設備投資に、100万円を上限(補助率 1/2)、
- 「敦賀名物等の商品開発」に係る開発費やパッケージ制作費に、50万円を上限(補助率2/3)に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、敦賀独自の企業向け補助金制度です。

《補助対象となる事業》

(1)設備投資等支援枠(以下①～③の取り組みを行う必要があります)

- ①設備投資を行う。
- ②生産性向上、省力化、技術開発、新規事業のいずれかの取り組みを行う。
- ③労働生産性が年平均3%以上向上する計画であること。
※労働生産性=(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働者数又は労働時間(その他)
 - ・市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
 - ・生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づく先端設備等導入計画を審査会までに作成する(した)場合、加点します。

(2)敦賀名物等の商品開発支援枠(地域資源を活かした商品開発等事業)

- ①敦賀の文化や特色などを活かした「敦賀名物」づくりに係る開発費用や、パッケージの開発に取り組む事業。
- ②「大谷吉継」「赤レンガ倉庫」「鉄道」「港」「北前船」「気比神宮」「敦賀市公認キャラクター※」や観光名所などの地域資源を活用した商品。
- ③敦賀をPRする商品。(お土産としての利用が期待される商品)
※市公認キャラクター…「ツナガ君」「バショさん」「よっしー」

→裏面もご参照下さい。

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わせの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

＜お問合わせ・申請書提出先＞

敦賀商工会議所 中小企業相談所
〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4

電話:0770-22-2611

URL:<http://www.tsuruga.or.jp/>

【敦賀チャレンジ企業応援補助金 概要】

補助対象事業	設備投資等支援枠	敦賀名物等商品開発支援枠 (地域資源を活かした商品開発等事業)								
補助限度額	100万円	50万円 ※設備導入経費は、補助金の充当額は10万円が上限となります。								
補助率	2分の1	3分の2								
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品・建物附属設備購入費、その他付帯する費用) ・委託料(調査研究費、資料作成費) ・広告宣伝費(販売促進費) ・技術開発に伴う原材料費 ・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・委託料(試作、検査、外注加工費、デザイン費) ・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品購入費、その他付帯する費用) ・広告宣伝費 ・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用 								
募集期間	令和元年7月22日(月)～令和元年9月10日(火)									
補助対象期間	交付決定日から令和2年1月31日(金)まで									
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">製造業 その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において1年以上継続して事業を営んでいること。 ・敦賀市税を滞納していないこと。 		製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人									
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人									
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									

【申請から補助金受領までの流れ(令和元年～令和2年)】



計画書や申請書の作成や実行時の取
 組等にあたっては、敦賀商工会
 議所がサポートします。